

保育を必要とする基準等

①（就労）

児童の親が家庭の外で仕事をしている、または家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしていることから、その児童の保育ができない場合
…月64時間以上就労していること（収入の目安基準があります）

②（母親の出産）

母親が妊娠中であるか、または出産後間がない場合
…妊娠中及び産後8週間のうち必要と認められる期間（原則は産前産後8週間。それ以外の場合は、診断書等で確認します）

③（疾病等）

病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合

④（病人の看護等）

その児童の家庭に、心身に障害のある人や長期にわたる病人の看護のため、親がいつもその児童の保育ができない場合

⑤（災害）

火災や風水害、地震その他の災害の復旧にあたっている場合

⑥（求職活動）

求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っているため、児童の保育ができない場合
…認定日から3か月間を限度として、町が必要と認める期間（毎月、就職活動状況報告書を提出していただきます）

⑦（就学）

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）により、児童の保育ができない場合

⑧（虐待等）

児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあるときなど、明らかに児童の保育が必要と認められる場合

⑨（育児休業）

育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

※裏面は、家庭で保育できない証明書です。申請書とあわせて提出してください。

保育できない証明書

理 由	証 明 書	証明書の発行先
①外勤・内勤	勤務証明書	勤務先
②内職	内職証明書	供給先
③自営・農業	自営業・農業申立書	商工会又は民生児童委員
④妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙 及び出産予定日または 出産日の記載頁）	
⑤療養	町指定様式の診断書 療養の申立書	診断書・・・かかりつけ医 申立書・・・民生児童委員
⑥看護	町指定様式の診断書 看護の申立書	診断書・・・かかりつけ医 申立書・・・民生児童委員
⑦災害	罹災証明書	
⑧求職活動	ハローワーク登録証等	
⑨就学	在学証明書等	教育機関等
⑩虐待等	児童相談所等の意見書 公的機関の証明	

※育児休業中の申込みについて

育児休業中は新規の保育の必要性の認定はできませんが、認定希望月中に復職することが確認できれば、申込みはできます。

※認可外保育施設の利用を希望される方

『こども園等利用申込等の不実施に係る理由書』も提出してください。